２０２０年　５月１５日
原子力エネルギー協議会

実用炉規則改正に伴う廃止措置計画の変更認可申請等のスケジュールについて

１．はじめに

実用炉規則の改正に伴い、第百十六条第一項第六号、第七号及び第十二号の追加、並びに同条第二項第六号及び第九条が変更され、整備規則附則第七条に基づき、令和二年九月三十日までに廃止措置計画の変更認可申請が必要となった。

今後、各社においては、廃止措置プラントの定期事業者検査時期、整備規則附則の廃止措置計画変更認可申請期限等を踏まえて、廃止措置計画の手続きを行う予定である。

２．申請スケジュールについて

廃止措置計画の手続きについては、５月中旬以降、準備が整った社から順次実施する予定である。

なお、現状、５月中旬に四国電力（審査中：補正申請）、５月下旬以降に東京電力（新規の認可申請）、中国電力（変更認可申請）及び東北電力（変更認可申請）、６月中旬以降にその他各社（変更認可申請）が廃止措置計画の手続きを予定している。

＜申請スケジュール＞

年	2020 年度									備　考
月	４	５	６	７	８	９	１０	１１	１２	
工程	[第１グループ審査] 申請▽　▽認可 審査会合▽　▽　▽（３回程度） [第２グループ審査] 申請▽　▽認可 審査会合▽　▽（２回程度）									第１ｸﾞﾙｰﾌﾟ： 四国、中国、東北 第２ｸﾞﾙｰﾌﾟ（第１ｸﾞﾙｰﾌﾟ以外）については、適宜、第１グループの審査状況をフォローアップできる配慮を希望

３．その他

今回、第１グループで審査頂きたい社（四国・中国・東北電力）については、新法施行後、半年以内に廃止措置プラントの定期事業者検査が開始される等の理由により、速やかに処分頂けるよう、手続きするものである。

そのため、これまでの面談の経緯等を審査で踏まえて頂けるよう、また効率的に審査頂けるよう、審査チームの体制や審査会合・ヒアリングの実施方法（複数社合同で実施、第１グループの審査ヒアリングに申請前の第２グループの社も同席する等）については、ご配慮頂きたい。

以　上